

花巻市公園等施設長寿命化計画

～公園緑地のリフレッシュ～



令和 2年10月

花 巻 市

目 次

第1章 公園施設長寿命化計画について	1
1、目的	1
2、計画の位置づけ	1
3、計画期間	1
第2章 公園種別について	2
第3章 公園・緑地の課題	3
1、課題	3
2、本計画に盛り込む市の考え方	4
第4章 公園整備（既存公園の再生）の基本的な考え方・管理の方向性	5
1、基本的な考え方	5
2、管理の方向性	5
3、公園管理の基本方針	6
第5章 公園施設の調査と管理分類	7
1、長寿命計画策定の流れ	7
2、健全度判定評価基準の設定	8
3、予備調査	8
(1) 予備調査の概要	8
(2) 概略判定の結果	8
4、計画的な管理手法	9
(1) 予防保全型管理	9
(2) 予防保全型管理候補	9
(3) 事後保全型管理	9
5、健全度調査	10
(1) 健全度調査の概要	10
(2) 健全度調査の結果	10
第6章 長寿命化対策の検討	11
1、公園施設の基本的な考え方	11
(1) 施設の検討事項	11
(2) 補修・更新時の対応	11
2、利用状況による公園施設の検討	11
(1) 公園利用状況調査と今後の目標とする姿	12
(2) 公園の管理水準（最重点管理・重点管理）	13
(3) 公園施設の費用の見直し手法	14
3、緊急度判定	15
4、ライフサイクルコストの検討	16
5、植物管理の状況と基本的な考え方	17
(1) 公園の植物管理の状況	17
(2) 長寿命計画における植物管理の扱い	17
第7章 長寿命化計画の策定	18
1、計画対象公園	18
2、計画期間	18
3、計画対象公園施設	18
4、施設分類の健全度調査結果	18
5、計画の基本方針	18
(1) 日常的な維持管理に関する基本方針	19
(2) 公園施設の長寿命化のための基本方針	22
6、想定対策費用	23
7、計画全体の長寿命化対策の効果	24
8、フォローアップ	24
資料1・・・公園利用状況と公園管理方針・方向性	25
資料2・・・公園毎の整備年度の設定	31

■ 「花巻市公園等施設長寿命化計画」で使用する主な用語

用 語	内 容
公園施設	都市公園法第2条第2項、都市公園法施行令第5条で定義する施設のうち、建物又は工作物に係る全ての施設を指す。
予防保全型管理	施設の劣化や損傷の進行を未然に防止し長持ちさせることを目的に、計画的な手入れを行うよう管理する方法をいう。
事後保全型管理	施設の日常的な維持管理や点検を行い、施設の機能が果たせなくなった段階で取り換えるよう管理する方法をいう。
処分制限期間	国庫補助事業で取得した財産については、「補助金などに係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号、以下「適化法」という。)」第22条に、「補助事業などにより取得し、又は効用の増加した財産は承認を受けないで、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。」と規定されている。処分制限期間とは、適化法第22条に基づく制限を受ける期間のことであり、公園施設については、国土交通省所管補助金など交付規則(平成12年12月21日総理府・建設省令第9号)の別表第3に掲げている。
使用見込み期間	公園施設ごとのライフサイクルコストを算定するため、実際に使用が可能と想定される使用期間の目安として設定する期間のことを指す。
維持保全	公園施設の日常的な維持管理として行う、清掃、保守、修繕を指す。
維持保全費	維持保全、日常点検、定期点検を行うために必要となる費用の合計をいう。
修繕	公園施設の維持保全のうち、部分的な修復や消耗材の部品交換などを指す。 －修繕の例－ ・部分的に欠損したブロック系舗装にアスファルト舗装を充填 ・塗装の簡易な修復のために行うタッチアップ塗装 ・支柱や梁・手摺りなどの交換をともなわない、ボルト・金具などの交換 など
補修	予防保全型管理において、施設の寿命を延ばすことを目的に行う、大幅な修理や交換を指す。 －補修の例－ ○コンクリート ・劣化の要因となる水分・塩分・炭酸ガスなどの浸透を防止するための表面被覆 ・コンクリートひびわれへの注工 ○鋼部材 ・腐食に至る前に防食機能が低下した時点で実施する、素地調整を伴う塗装 ・一般塗装から重防食塗装への変更 ・主要部材の交換 ○木材 ・塗装及び防腐剤注入あるいは塗布による腐食防止 ・合成木材への転換 ・高圧洗浄などによるカビの除去 ○その他 ・耐久性の高い材料への部材交換など
更新	公園施設を取り換えることや新しく作り直すことを指す。
長寿命化対策	予防保全型管理において、公園施設の使用見込み期間の延伸及びライフサイクルコストの削減に寄与する定期的な健全度調査や補修を指す。
ライフサイクルコスト	公園施設の使用見込み期間中に生ずる費用のうち、「毎年の維持保全費」、予防保全型管理において施設の寿命を伸ばすことを目的に実施する「定期的に実施する健全度調査費用」、「補修に関する費用」、「撤去・更新に関する費用」の4項目の合計を指す。

参考：公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改訂版】平成30年10月国土交通省

第1章 公園施設長寿命化計画について

1、目的

本市の公園は、昭和の後半から平成の前半に開設された公園が多く、老朽化が進んでいることから、今後の更新・維持管理に要する費用は膨大になることが予想されます。

今後厳しい財政状況が想定される中、公園利用者の安全性と施設機能の確保を実現するためには、限られた財源の中で補修や更新を計画的に行うとともに公園施設の施設量の見直しを進め、より一層の効率的・効果的な取り組みを行うなど、コストの縮減を図る必要があります。

こうした状況を踏まえ、本市が管理する公園施設を対象に計画的な維持管理の方針を明確にし、適正な維持管理のもと、施設の機能保全とライフサイクルコストの縮減、予算の平準化を図ることを目的として「花巻市公園等施設長寿命化計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2、計画の位置づけ

本計画は、「花巻市公共施設マネジメント計画【基本方針編】（公共施設等総合管理計画）」の公園施設（建物施設・インフラ）に関する基本的な方針に基づき、今後の公園の計画的な維持管理に係る考え方として、公園施設の長寿命化対策の基本方針と実施内容を定めるものです。

本計画の策定にあたっては「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改訂版】平成30年10月国土交通省（以下、「国の指針」という。）」を参考とします。

3、計画期間

本計画の計画期間は8年間とします。

令和2（2020）年度～令和9（2027）年度

第2章 公園種別について

花巻市は、都市公園とその他公園を合わせ161箇所の公園を管理しています。

◆ 都市公園			
種類	種 別	内 容	整備状況
住区 基幹 公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は0.25haを標準とする。	材木町公園、若葉公園、上口児童公園等 51箇所 14.32ha
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は2haを標準とする。	ぎんどう公園、鳥谷ヶ崎公園、本館近隣公園等 9箇所 19.30ha
	地区公園	誘致距離1kmの範囲内、面積4haを標準	該当なし
都市 基幹 公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所当たり面積10～50haを標準として配置する。	戸塚森森林公園 1箇所 22.24ha
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所当たり面積15～75haを標準として配置する。	日居城野運動公園 1箇所 30.00ha
その他(緑地公園)		豊沢川緑地、流通業務団地緑地、せせらぎ緑道	3箇所 5.44ha
合 計			65箇所 91.30ha

◆ その他公園 (花巻市公園条例により管理)		
農村公園	花巻(8)、大迫(11)、石鳥谷(1)、東和(4)	24箇所
河川公園	大迫(4)、石鳥谷(2)、東和(2)	8箇所
まちなか広場	花巻(1)	1箇所
合 計		33箇所

◆ その他、公園緑地課が管理する施設		
開発公園	花巻(41)、石鳥谷(11)、東和(1)	53箇所
県との管理協定	大迫(1)、石鳥谷(1)	2箇所
その他管理施設	花巻(8)北上河川公園、大堰プロムナード、平塚交流の森等	8箇所
合 計		63箇所

合 計	合計161箇所
-----	---------

第3章 公園・緑地の課題

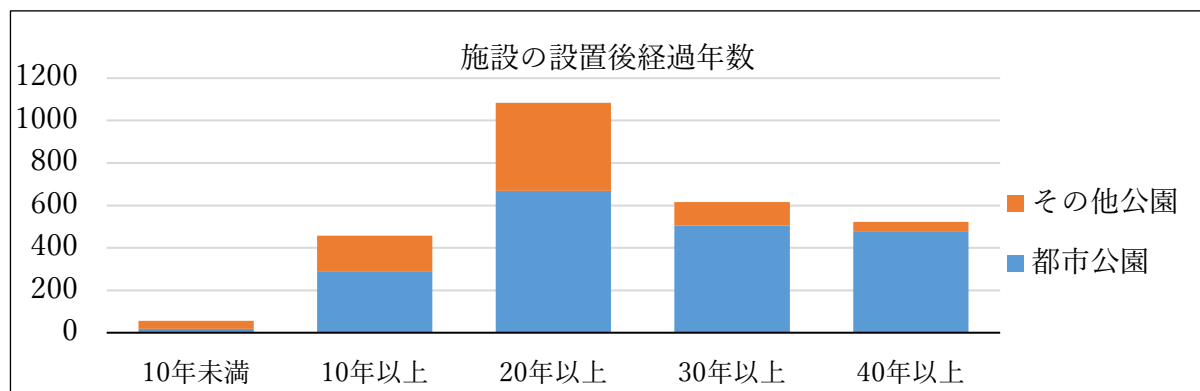
1、課題

本計画の対象となる公園は、昭和の後半から平成の前半に開設された公園が多く、開設後約20～40年の経過により、劣化・損傷が著しい施設が見受けられます。特に遊戯施設については、大規模な修繕や更新を必要とする施設が多くなっています。本市では、これまで財政的に可能な範囲で施設の修繕・更新を行ってきたところですが、十分に維持保全できていない状況にあります。

対象公園内の施設の設置後経過年数を見ると、都市公園では、設置後20年以上の施設が84.3%、30年以上の施設が50.2%を占めています。その他公園では、都市公園ほどではありませんが、設置後20年以上の施設が73.5%となっています。

このように、公園施設については、早期に計画を策定し、補修・更新を実施していく必要があります。

項目	都市公園/その他公園	10年未満	10年以上	20年以上	30年以上	40年以上
施設数	都市公園	19	290	669	506	479
割合		1.0%	14.7%	34.1%	25.8%	24.4%
施設数	その他公園	37	168	414	110	44
割合		4.8%	21.7%	53.6%	14.2%	5.7%



◎ 現存する公園の課題

○施設の劣化

遊具などの施設が老朽化しており、施設の更新が必要です。

○公園施設の利用の変化

利用者のニーズが変化し、必要性が薄れている施設が存在します。

○利用されていない公園の存在

ほぼ利用されていない公園が現存することから、その公園の在り方が課題です。

(主に見直しの対象とする公園は、利用されていない「その他公園」とします。)

○美観・景観の改善 ○植栽の適正管理と更新

樹木伐採後の切り株の放置や、老木化・大径木化した樹木が増えているほか、成長に伴う日照障害、落葉、樹木の剪定など、意見や要望は常にあります。

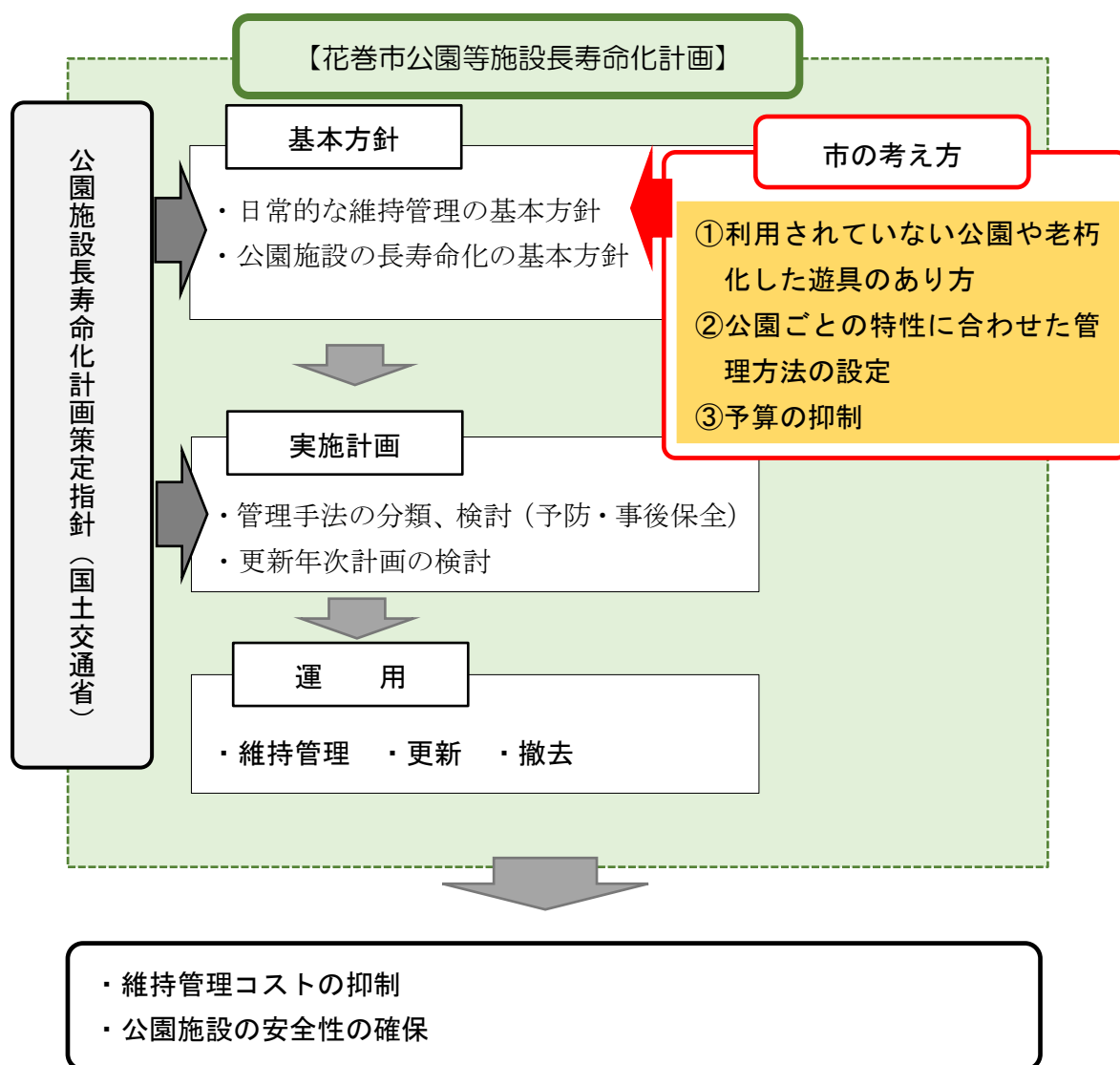
2、本計画に盛り込む市の考え方

公園施設に対する利用者のニーズは、少子高齢化の進行などの社会情勢によって常に変化しており、次のような課題が生じています。

- ①利用されていない公園や老朽化した遊具のあり方
- ②公園ごとの特性に合わせた管理方法の設定
- ③予算の抑制

これらの課題に対応し、継続可能でメリハリのある公園管理を実現するためには、各公園の利用実態に即した差別化を図ることが更新投資を抑制することに繋がります。

よって、本計画の策定にあたっては、公園施設ひとつひとつに優先度を設け、優先度ごとの管理方針を定めることで、より効率的で効果的な維持管理を実施することができ、費用負担の抑制も期待されます。



第4章 公園整備（既存公園の再生）の基本的な考え方・管理の方向性

1、基本的な考え方

（目標とする公園の将来像）

心地よく、やすらぎを与え、地域から愛される公園
・・・ まちなみとの調和と魅力ある景観の創造 ・・・

公園は、誰もが安全に安心して使える場所であり、市民の貴重な共有財産です。

公園が有する存在効果（緑陰の提供、潤いのある景観、環境の拠点）や利用効果（休息、スポーツ、遊び、健康づくりの場）等のストック効果を十分に発揮し、様々な役割を担っていくことで、「花巻市まちづくり総合計画」に掲げる目指す姿である「花のあるきれいなまちづくり・身近な暮らしの中に花が取り入れられ、清掃が行き届いています」の実現につなげていきます。

そのためには、公園の遊具や樹木等の施設を適正管理し、安全に保つことはもちろんのこと、利用を促進するだけではなく、公園の価値を高め、「心地よく、やすらぎを与え、地域から愛される」、魅力あるものに变化させていく取り組みが重要と考えます。

2、管理の方向性

現存の公園の利用実態から管理の方向性を明らかにし、それぞれの公園がもつ特性や機能を活かしつつ、必要に応じた機能更新と居心地や景観性の向上を図ります。

よって、これからの管理は、次に掲げる3つの方向性を軸に取り組みます。

■ 子育て世代を応援し、公園・緑地の機能や魅力の向上を図ります。

魅力的な公園にするためには、市民主体の「使う側の視点」が必要であることから市民参加による管理・運営を進めるほか、利用者のニーズに即した形で機能や魅力の向上を図り、活力ある公園として再生します。

■ 老朽化した公園・緑地の整備を進め安全・安心な暮らしづくりに貢献します。

市内の公園・緑地は、設置後20年以上の施設が8割で、30年以上の施設が4割を占めています。

安全に安心して利用できるよう遊具などの公園施設を適正に管理するとともに、利用の少ない公園の老朽化した施設については、撤去も検討します。

■ ストックを有効活用し、美しい景観づくりを目指します。

今あるストックを長く有効に活用し、魅力ある美しい景観づくりを計画的に進め、芝生化するなど「だれでも楽しめる魅力ある公園」を目指します。

3、公園管理の基本方針

公園を取り巻く環境は様々であり、その状況を踏まえ、適切な管理に取り組みます。

■魅力の向上

基本方針 1. 施設の機能向上を図り有効に利用します。

遊び、散策、読書など多種多様な過ごし方が可能で、居心地よい公園空間をつくりま
す。

- | | | |
|------------|---|------------------------------|
| ① 遊び | … | ●子育て世代への配慮
●遊びのしかけ |
| ② 健康で快適な空間 | … | ●腰かけたくなるベンチの配置
●散策したくなる園路 |
| ③ 有効活用 | … | ●自治会等による自主避難場所としての活用 |

■安全・安心な暮らし

基本方針 2. 維持管理の改善により施設の機能と品質を保ちます。

地域に愛され、育まれ、見守られる公園は、事故や犯罪がなく、いつでも安心して利用
できます。

- | | | |
|------------|---|--|
| ④ 公園施設の適正化 | … | ●管理方針の設定（予防保全型・事後保全型）
●管理のメリハリ（重点化など） |
| ⑤ 植物管理の適正化 | … | ●公園樹木の管理（保全と更新） |
| ⑥ 安全・安心の向上 | … | ●定期的な遊具点検
●見通しの確保（防犯性の向上）
●バリアフリー化 |

■安全・安心な暮らし

基本方針 3. 利用されていない公園のあり方を検証します。

著しく利用の少ない公園の老朽化した公園施設については、撤去も検討します。

- | | | |
|-----------|---|---------------|
| ⑦ 社会状況の変化 | … | ●必要性が薄れた施設の撤去 |
|-----------|---|---------------|

■美しい景観づくり

基本方針 4. 景観づくりなど、新たな魅力を創出し利用を促進します。

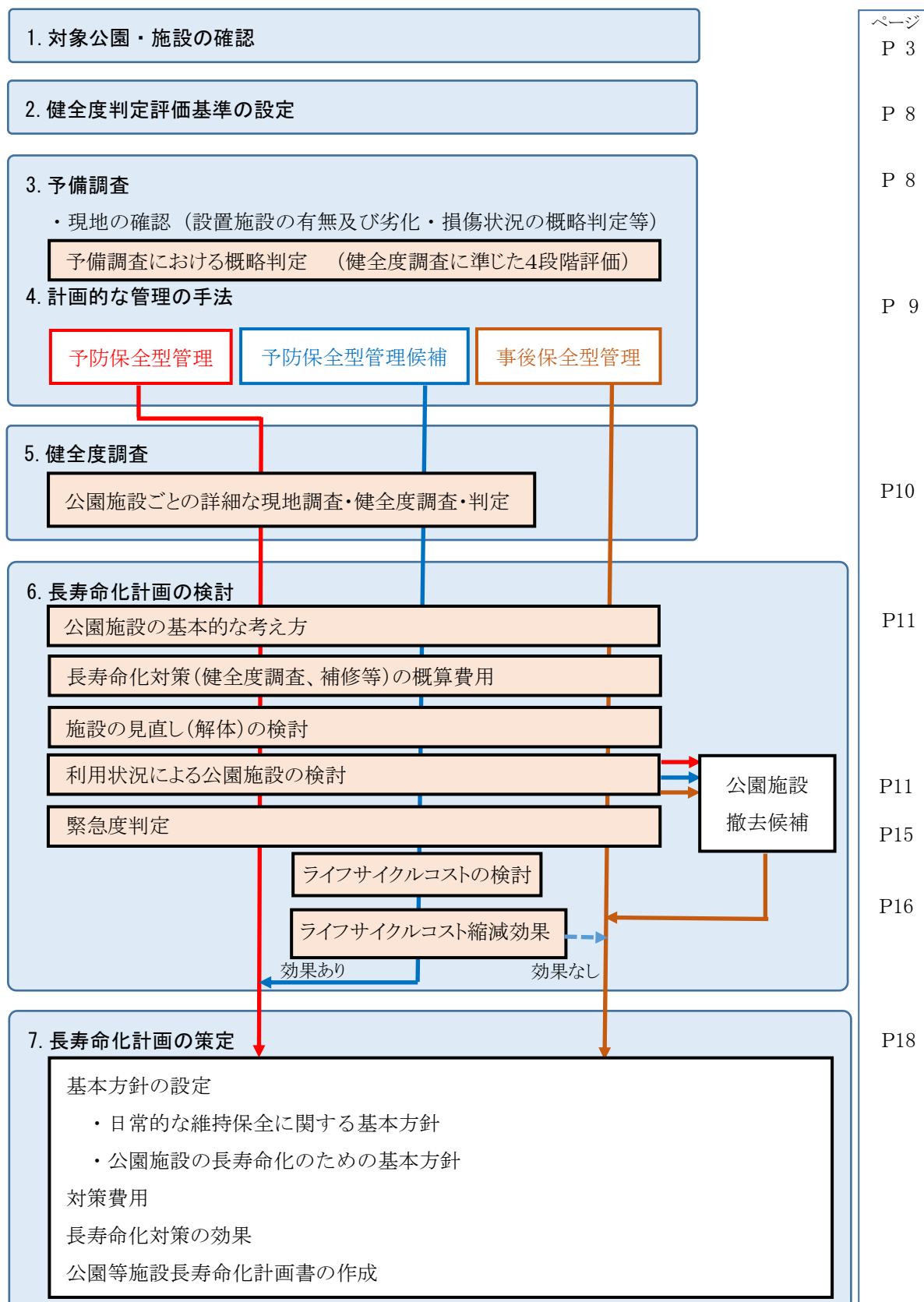
自分たちの公園として、公園の管理・運営を行い、参加や協働を通じて地域のコミュ
ニティの発展や公園への愛着を育みます。

- | | | |
|------------|---|---|
| ⑧ 美しい景観づくり | … | ●芝生の魅力 ●規制看板等の適切な使用
●花壇づくり ●まちなみとの調和 |
| ⑨ 地域利用の促進 | … | ●自治会等との連携 |

第5章 公園施設の調査と管理分類

1、長寿命化計画策定の流れ

本計画は、公園施設の劣化損傷等や公園の利用状況を把握し計画を策定します。



2、健全度判定評価基準の設定

健全度判定は、健全度調査で得られた情報をもとに、公園施設ごとの劣化や損傷の状況、安全性を目視等により確認し、補修もしくは更新の必要性について、総合的な判定を行います。

健全度の総合的な判定は、「A・B・C・D」の四段階評価を標準とします。

・健全度判定における評価基準

ランク	評 価 基 準
A	・ 全体的に健全である。 ・ 緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	・ 全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 ・ 緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	・ 全体的に劣化が進行している。 ・ 現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
D	・ 全体的に顕著な劣化である。 ・ 重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの。

・公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改訂版】平成30年10月国土交通省

3、予備調査

(1) 予備調査の概要

予備調査は、長寿命化計画の対象とする公園施設について、現地調査により、設置の有無や数量、利用状況、劣化や損傷の状態を把握するために行います。

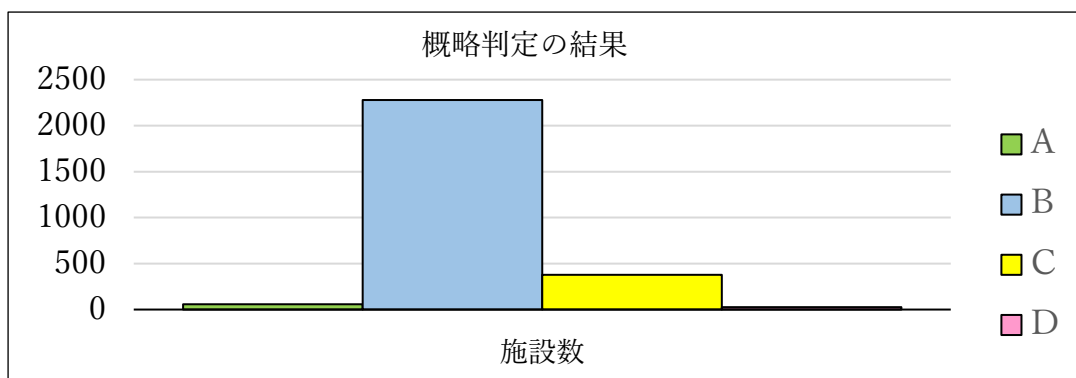
また、これらについて健全度調査に準じた概略判定を行います。

(2) 概略判定の結果

概略判定の評価基準は4段階評価とします。

予備調査における概略判定の結果、劣化が進行しており補修もしくは施設の更新が必要な施設（C・D判定）は403施設（14.8%）となりました。

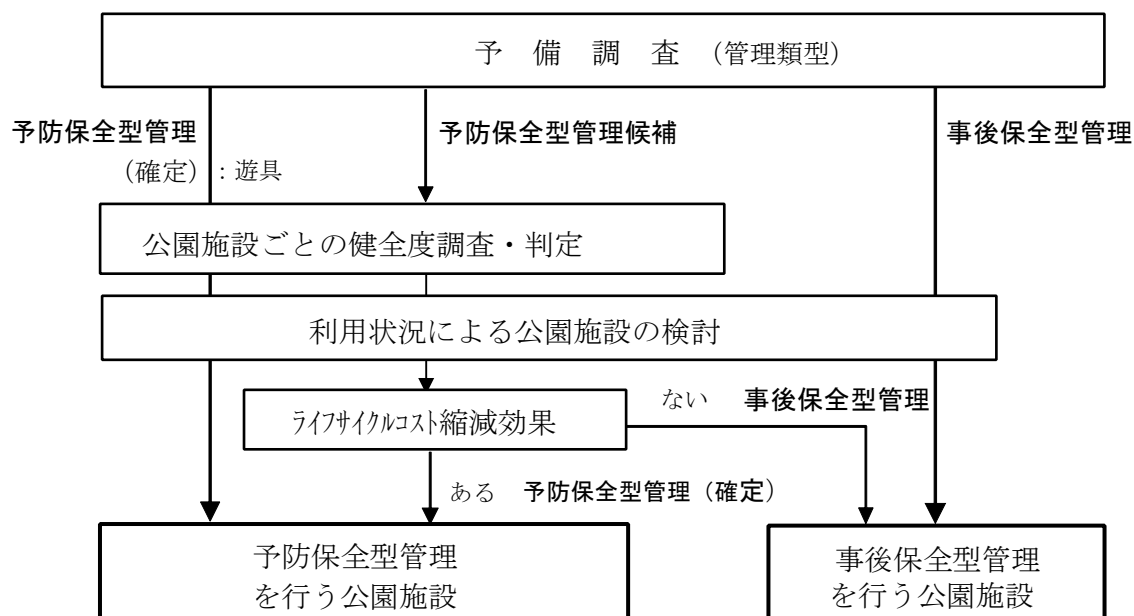
項 目	A	B	C	D	計
施設数	56	2,277	377	26	2,736
割 合	2.0%	83.2%	13.8%	1.0%	100.0%



4、計画的な管理手法

国の指針では、公園等施設の適正な管理に向けて、予防保全型管理と事後保全型管理の2つの管理手法で維持管理を行っていくこととしています。予備調査では、対象となる公園等施設の管理手法を予防保全型管理、予防保全型管理候補及び事後保全型管理に類型化します。

・管理類型の検討の流れ



(1) 予防保全型管理

日常の維持保全（清掃、保守、修繕）に加え、延命のための補修（主要部材の交換、全面塗装、大規模な改修）及び定期的に健全度調査を行い、更新見込み年度を迎えた時点で施設を更新する管理手法。 ※施設例： 遊具

(2) 予防保全型管理候補

ライフサイクルコスト算出結果により、予防保全型管理又は事後保全型管理の判断が必要となる施設。 ※施設例： 東屋、トイレなどの建築物 等

(3) 事後保全型管理

日常的な点検や修繕（消耗部材の交換、塗装のタッチアップ、部分的な改修等「日

常の維持保全」)を行い、劣化や損傷、異常、故障が確認された時点で施設を補修・更新・撤去する管理手法。 ※施設例： 舗装・縁石、ベンチ、水飲み、撤去する遊具 等

・管理類型の分類

施設分類	維 持 管 理			
	管 理 類 型			植物管理
	予防保全型管理	予防保全型管理候補	事後保全型管理	
園路広場			C O、A S舗装	
修景施設			池、花壇、つき山	
休養施設		パーゴラ、東屋	ベンチ	
遊戯施設	ブランコ、滑り台等		撤去する遊具	
運動施設		バックネット	ゲートボール場	
教養施設			記念碑、歴史的施設	
便益施設		トイレ	水飲み場、手洗い場	
管理施設		橋梁、擁壁、 公園灯(特殊なもの)	フェンス、車止め 公園灯(汎用なもの)	
そ の 他				植栽機能（樹木・芝草等）

5、健全度調査

(1) 健全度調査の概要

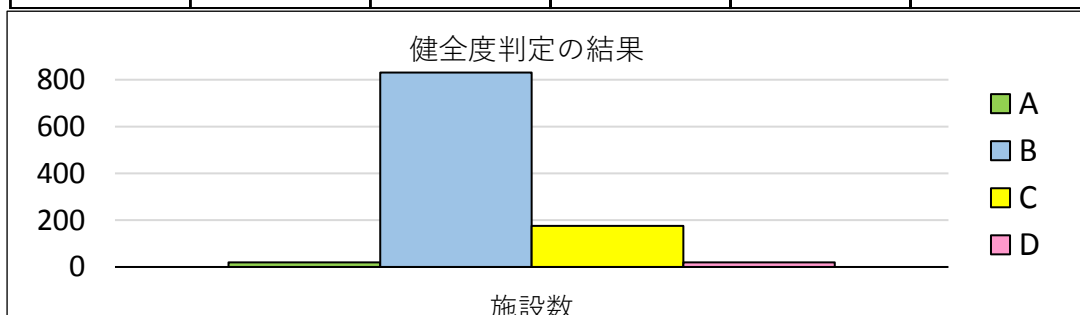
予備調査の段階において、予防保全型管理候補に分類した施設について、より詳しく施設の構造材及び消耗材等の劣化や損傷の状況を確認するため、健全度調査を実施します。

なお、定期点検を実施する遊具や法定点検が義務付けられている施設については、その点検結果や判定をもって健全度調査・判定結果として活用します。

(2) 健全度調査の結果

予防保全型管理及び予防保全型管理候補に分類した施設における健全度調査の結果は、次のとおりです。補修もしくは施設の更新が必要な施設（C・D判定）は全体の18.6%となりました。

項 目	A	B	C	D	計
施設数	19	830	175	19	1,043
割 合	1.8%	79.6%	16.8%	1.8%	100.0%



第6章 長寿命化対策の検討

1、公園施設の基本的な考え方

(1) 施設の検討事項

- ・利用の少ない公園の老朽化した遊具については、撤去や移設を検討します。
- ・必要性が薄れている公園施設については、撤去も検討します。
- ・著しく利用の少ない公園については、地域住民の理解をいただき、遊戯施設の全撤去または、公園施設の撤去に向け検討します。

※建物施設・インフラ施設の基本的な方針（花巻公共施設マネジメント計画【基本方針編】）の一部抜粋

○公園施設

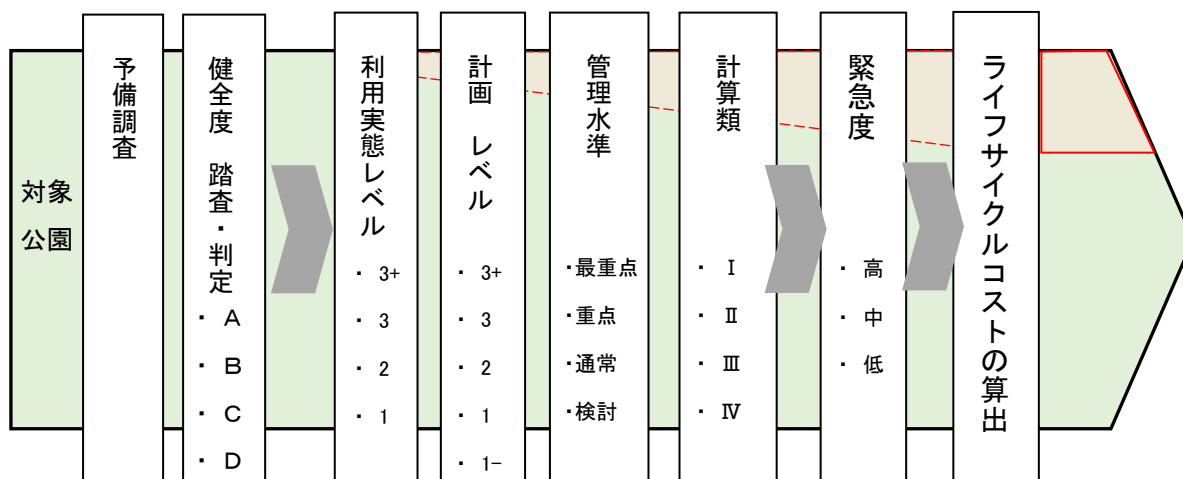
- ・公園内トイレで設置当初から周辺環境の変化等により必要性が薄れている施設については、廃止も検討します。また、利用期限が限られるものについては、仮設による対応も検討します。
- ・展望台、東屋等の休憩施設についても、必要性が薄れている施設については、廃止も検討します。
- ・公園規模に応じて、指定管理者制度の導入や民間の活力を活用した整備、地域との協働・連携による効率的な管理運営を検討します。
- ・遊具については、毎年点検を行い安全性の確保を図ります。また、利用状況により、整備や撤去も検討します。
- ・その他の工作物や樹木等についても、安全性の確保を最優先に検討します。

(2) 補修・更新時の対応

- ・施設の補修・更新にあたっては、木材から金属、樹脂系部材への変更など長寿命化の観点から部材の交換を検討します。
- ・施設の更新時は、利用に関する地域のニーズなど社会的ニーズへの対応も併せて検討します。

2、利用状況による公園施設の検討

- ・事業費検討のフロー図



(1) 公園利用状況調査と今後の目標とする姿

本市は、公園管理、利用状況、各調査結果（健全度調査、公園樹木予備調査）を踏まえ、公園ごとにレベル等で数値化し、本計画に盛り込みます。

利用 実態 レベル	管理と利用状況	計 画 レベル	今後の利用又は目標とする姿
3+	●最良 ・良好な管理がなされ、本市として最高水準の公園である。 【ざんどう公園、花巻中央広場】	3+	●最良 ・今後も良好な状態で管理を継続する。 【本市としての最高水準】
3	●良好 ・清掃と芝草刈りが計画的に実施され<u>景観が良好</u>である。 ・自治会等の行事で利用される。 (芝草刈りの作業は、造園業者、シルバー人材センター、地域活動団体等) 【せせらぎ緑道、戸塚森森林公園】	3	●良好 ・清掃と芝草刈りが計画的に<u>実施され景観が良好</u>である。 ・自治会等の行事で利用される。 ・一部の公園は、幼稚園、保育園の園児の散策コースとなっている。 (利用者が増加し、優先的に遊具等の更新や新設の検討が必要となる。) 【地域住民が誇りを持てる公園】
2	●中（通常の管理） ・清掃、芝草刈りは実施するが、<u>質は劣る</u>。 ・日常的に公園利用者を見かける。 【街区公園、一部の開発公園】	2	●中（通常の管理） ・清掃、芝草刈りの<u>質は劣る</u>。 ・日常的に公園利用者を見かける。 ・利用実態はレベル 1 であるが、近年、住宅開発等が行われ利用の増加が見込まれる。 【地域として今後も残すべき公園】
1	●最小限の維持管理 ・ほとんど利用されない状況である。 ・草刈りの頻度が劣る。または地域で草刈りや清掃が行われていない。 【一部の開発公園】	1	●最小限の維持管理 ・必要最低限の公園管理とする。 ・補修が必要となった時点で、施設の撤去も含めて検討する。
		1-	●利用されていない公園で施設の劣化が進んでいる場合 【施設の撤去を検討する。】

（２）公園の管理水準（最重点管理・重点管理）

国の指針では、地域の実情に沿った対応方針の整理を行いながら、公園ごとに、あるいは同一公園内でも施設ごとに、その性格や目標とすべき管理水準に応じて、メリハリをつけることが望ましいとされています。

そこで、本市は全ての公園や公園施設を画一的に取り扱うのではなく、植栽も含め個々の施設の重要性と地域バランス等を考慮しつつ、公園ごとの管理水準を定めます。

①最重点管理公園

計画レベル３以上の公園から選定します。

「まちなみとの調和と魅力ある景観の創造」を公園の将来像としての目標に定め、地域の代表的な公園のほか、歴史や散策を中心としたストーリー性を軸に、７公園群（１２公園）①ぎんどう公園 ②大堰川プロムナード&花巻中央広場&鳥谷ヶ崎公園群 ③日居城野運動公園&せせらぎ緑道&星が丘地区公園群 ④下北万丁目公園 ⑤ふるさとふれあい河川公園（大迫） ⑥上町近隣公園（石鳥谷）⑦和田公園（東和）を本市の**最重点管理公園**「シンボルパーク」とし、維持管理および施設の更新を優先的に行う公園に位置づけます。

②重点管理公園

近隣公園、街区公園を中心に地域バランスを考慮し、計画レベル３以上の公園から位置づけます。

③通常管理公園

計画レベル３で重点管理公園を除く公園と計画レベル２の公園を通常管理公園に位置づけます。

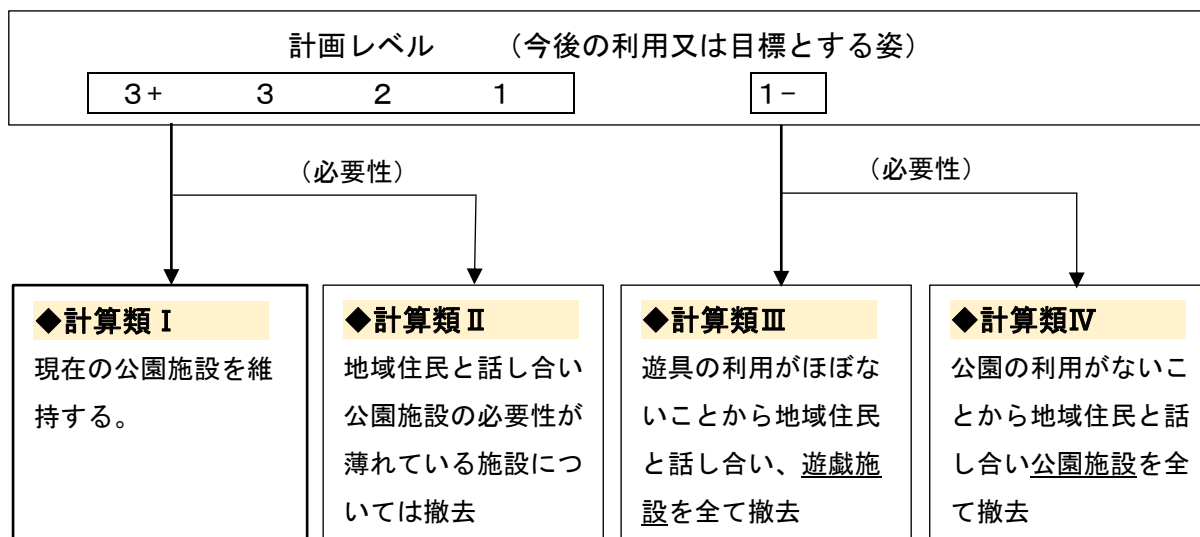
④必要最小限の公園管理、又は、廃止も含め検討する公園

計画レベル１を必要最小限の公園管理に位置づけます。利用の少ない公園の老朽化した公園施設は、利用状況を把握し撤去も含めて検討します。

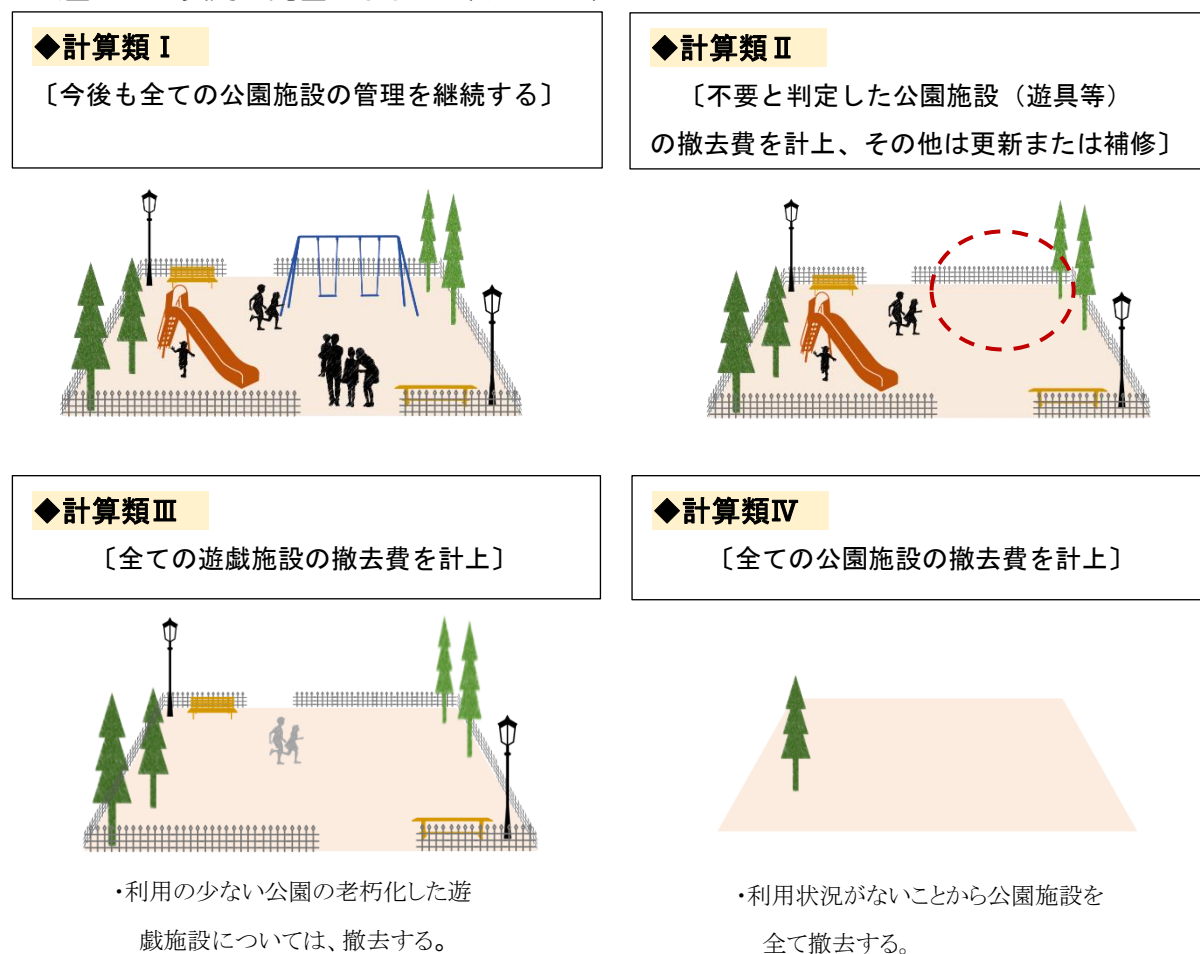
(3) 公園施設の費用の見直し手法

現存する健全度判定がC、Dの施設を全て修繕、更新（約6億7000万円）することは現在の財政事情から到底不可能であります。

このことから、少子高齢化等の社会情勢に伴う公園利用形態の変化を考慮し、メリハリのある公園管理を念頭に、公園施設の更新だけでなく撤去も検討します。



◆公園ごとの費用の見直し手法 (イメージ)



◆実施の時期

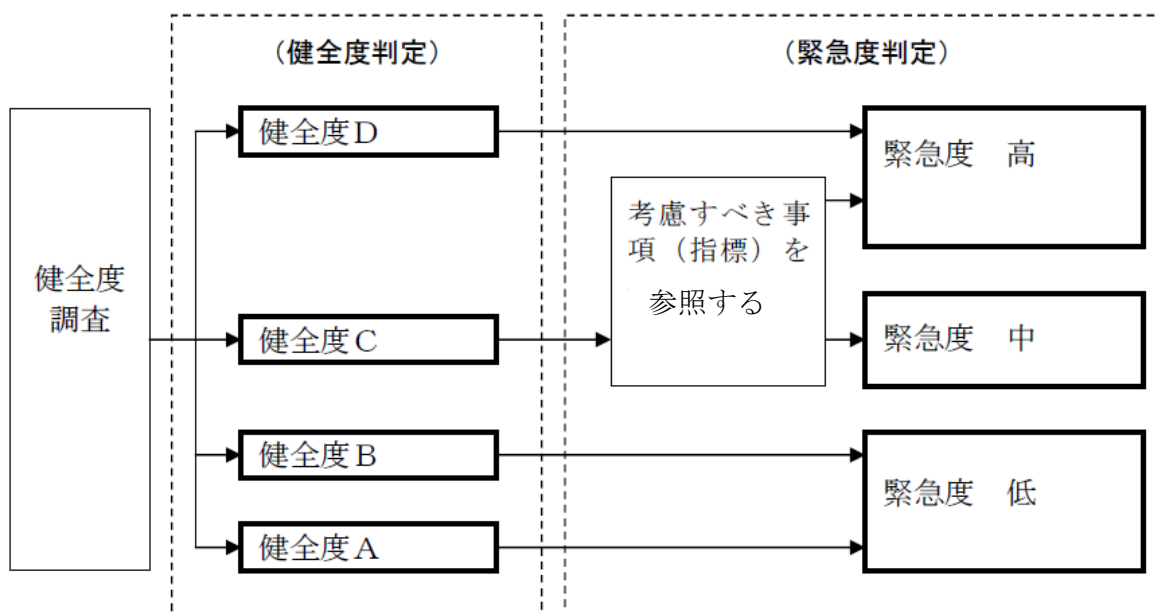
- ・ 計算類Ⅰ： 今後も全ての公園施設を継続的に管理するため、健全度AまたはBを維持することとし健全度C判定の段階で計画的に補修・更新します。
- ・ 計算類Ⅱ： 必要性が薄れている施設の撤去の時期については、C・D判定と評価した時点もしくは地域住民から理解を得られた時点とします。
- ・ 計算類Ⅲ： 老朽化した遊具の撤去時期については、地域住民から理解を得られた時点又はC・D判定と評価した時点とし計画的に実施します。
- ・ 計算類Ⅳ： 施設の撤去時期については、地域住民から理解を得られた後に計画的に実施します。

3、緊急度判定

修繕・更新を行う際は、公園施設の経過年数と公園の利用状況を把握した上で、優先順位を踏まえて計画的に実施します。

なお、優先度の考え方については、以下の事項を参考に施設毎に緊急度を三段階（高・中・低）で判定します。

・ 緊急度判定



・公園施設長寿命化計画策定指針(案)【改訂版】平成30年10月国土交通省

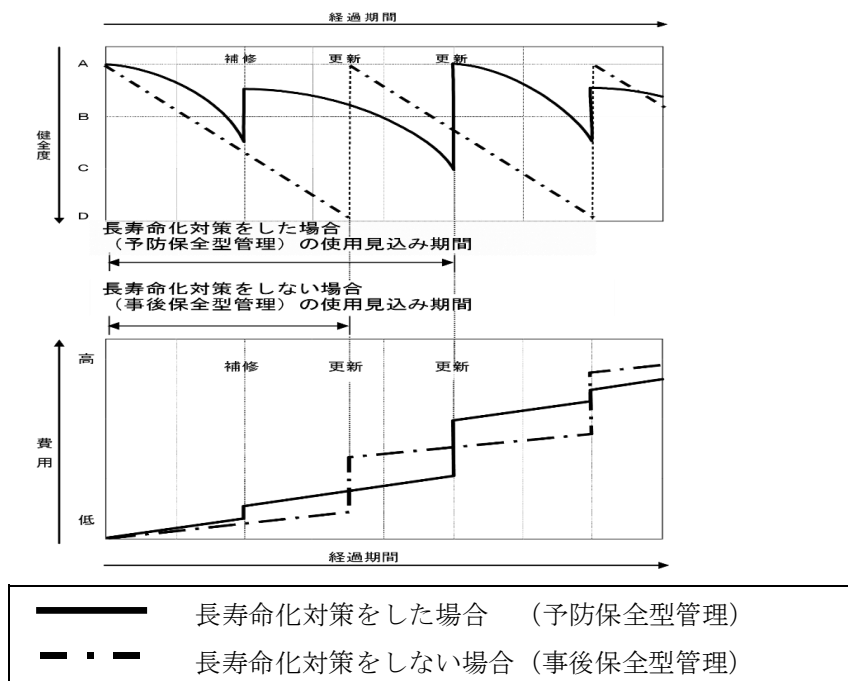
緊急度判定をする際の考慮すべき事項

- 公園利用者数
- 施設の経過年数
- 公園への愛着など、地域ニーズに対する配慮
- 歴史性、自然性などの価値の有無
- 公園の顔やシンボル等としての美観的価値

4、ライフサイクルコストの検討

ライフサイクルコストは、使用見込み期間内における費用を縮減（最小化）し、最適な補修、もしくは更新シナリオを見極めるために検討します。

・長寿命化の概念図（模式図）



- ・使用見込み期間内の長寿命化対策をしない場合の総費用は

維持保全費＋更新費

です。

- ・使用見込み期間内の長寿命化対策をした場合の総費用は

維持保全費＋健全度調査費＋補修費＋更新費

です。

単年度あたりのライフサイクルコストの算出は次のように設定します。

- ・長寿命化対策をしない場合の単年度あたりのライフサイクルコストは、

長寿命化対策をしない場合の総費用

÷ **長寿命化対策をしない場合の使用見込み期間**

です。

- ・長寿命化対策をした場合の単年度あたりのライフサイクルコストは、

長寿命化対策をした場合の総費用

÷ **長寿命化対策をした場合の使用見込み期間**

です。

- ・単年度あたりのライフサイクルコスト縮減額

「長寿命化対策をしない場合の単年度あたりのライフサイクルコスト」

－「長寿命化対策をした場合の単年度あたりのライフサイクルコスト」

です。

5、植物管理の状況と基本的な考え方

植栽は、公園の性格や印象を決定つける重要な施設であり、植物管理は公園管理全体の中で費用や業務量の面でも大部分を占めます。植物は公園施設の中で特に、管理の質により発揮する機能に差が生じる特性があることから、その機能が最大限発揮できるよう、長期的な観点から管理方法を整理することが必要となります。

公園樹木は成長によって、緑陰を形成し、美観を高め、季節の変化を来園者が感じることができるなど、様々な効果・機能（景観向上機能、生活環境保全機能、緑陰形成機能、防災機能）を発揮します。

（１）公園の植物管理の状況

公園内には、樹木伐採後の切り株の放置や、樹木の大径化によって園路に凹凸ができるなど、歩行者の危険を回避する改善が必要となります。

公園樹木は、担当する職員の樹木に対する知識に左右され、良好な状態を長期的に管理する事は非常に難しく、間違った剪定によっては樹形を乱すこともあります。

（２）長寿命計画における植物管理の扱い

植物管理は、他の公園施設と異なり、施設の機能保全やコスト削減の観点だけでなく、植物が健全に生育（育成・維持・保全）するための管理を適切に行う必要があります。

そのため、植物管理は公園施設長寿命化計画とは策定手順を分けて計画し、長寿命化計画に位置づけることとします。

・植物管理の視点と管理目標

視 点	課 題	管理目標
まちなみと調和のとれた景観の形成 (景観空間デザイン)	植物の成長を想定した設計が行われている場合や密度管理が必要な場合など、適正な管理が必要となります。	公園樹木の剪定や更新を適切に行うことで、周辺環境と調和のとれた公園環境が保持できる。 適切な植栽管理による良好な景観形成、空間デザインという意識を持った管理を行う。
快適に利用できる公園環境の保持 (利用者の満足度)	公園は、利用者に使われるために設置されるものであり、植物の枯損木等が、利用者の満足度を低下させ来園の意欲が損なわれています。	安全性、清潔性など、利用者が満足できる空間を維持・創出する。 また、剪定や更新、あるいは密になった樹木を間引くなど、公園の機能を保持する。
点検及び改善処置 (リスクの低減)	放置された切り株や、落枝や倒木により利用者への危険性が増しています。	日常的な維持保全により倒木などのリスクを低減し利用者への危険が無いよう定期的な管理を行う。

第7章 長寿命化計画の策定

1、計画対象公園

都市公園				その他公園		合計
総合公園	近隣公園	街区公園	緑道	条例公園	開発公園等	
1	8	50	2	20	55	136

2、計画期間（西暦） 2020 年度～2027 年度（8 箇年）

3、計画対象公園施設

施設名	園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設
計画対象公園	501	42	300	315	35

教養施設	便益施設	管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
48	173	1,316	1	5	2,736

4、施設分類の健全度調査結果

予防保全型管理の健全度調査結果は下記のとおりです。

・健全度調査結果

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
一般施設 (362)	1	299	55	7	外灯、門、柵等
遊具等 (315)	15	234	66	0	ブランコ、滑り台、砂場等
土木構造物 (23)	0	18	3	2	橋梁、擁壁等
建築物 (50)	2	41	4	3	トイレ、キャンプ場等の建築物
各種設備 (9)	0	9	0	0	浄化槽、受水槽等
合 計 (759)	18	601	128	12	
割 合 %	2.3	79.2	16.9	1.6	

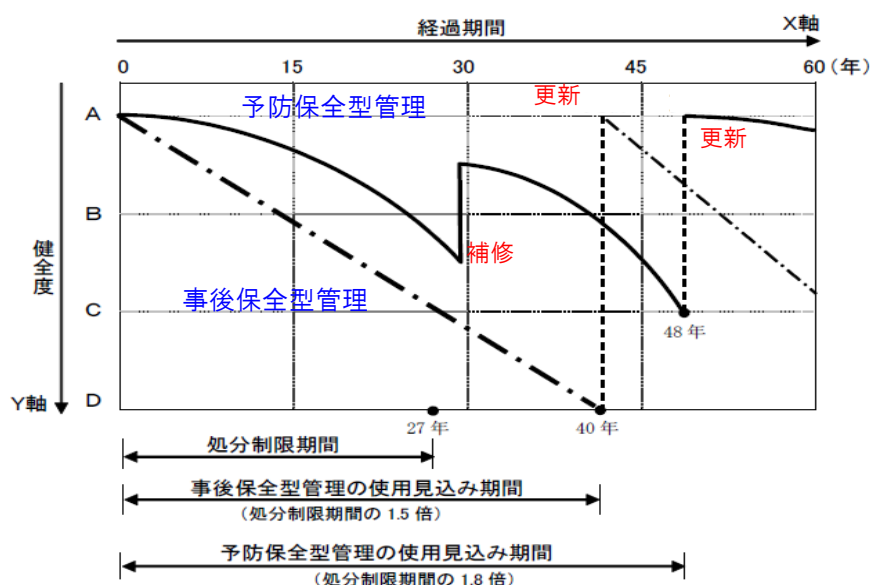
5、計画の基本方針

公園等施設全般については、日常点検や定期点検での劣化損傷や不具合・異常を確

認することで、施設の安全性を維持していきます。

これまでの公園等施設の管理は、対症療法的な措置が中心でしたが、本計画では、管理類型ごとに維持管理、更新を計画的に定めて管理していきます。特に、予防保全型管理対象の施設に対しては、定期的な健全度調査と補修による長寿命化対策を講じることで、ライフサイクルコスト（設置から更新までの生涯費用）の削減を図ります。

本計画の検討に際しては、公園利用形態の変化等を考慮し、財政的な制限からメリハリのあるストックマネジメントの導入を念頭に、遊戯施設等を中心とした修繕・更新を進めるものとします。



(1) 日常的な維持管理に関する基本方針

①公園の管理体制

公園施設の全般的な維持管理及び日常点検は、公園緑地課及び支所の担当者が随時実施し、公園施設機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握します。

日常点検は、目視を基本として施設の異常の有無を確認し、異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防します。

清掃等は、公園緑地課及び支所によるもののほか、地域住民や各種団体による連携を基本に進めるものとし、遊具等の異常発見時には連絡するなど、役割分担を定めた「公園地域活動マニュアル」を活用します。

②年間の維持保全内容（清掃・保守・修繕）に関する方針

清掃、保守、修繕は、直営（公園維持管理作業員）または市が委託する業者が随時行います。ここでの直営による修繕とは、応急的な措置や主要部材に影響を及ぼさない範囲の補修や消耗部材の交換等となります。

③維持管理方針

公園施設、植物管理を安全で良好な状態で維持管理するため、現在の日常点検、定期点検を基本的な点検方針とし、施設分類による維持管理方針は以下のとおりとします。

また、利用の少ない公園については、地域住民と公園そのもののあり方を話し合い（公園施設の必要性や利用方法、地域による公園管理や活用方法）公園施設の更新や撤去を進めていきます。

施設分類

○一般施設等 ○土木構造物等 ○建築物等

- ・一般施設および建築物については、これらを構成する部材・資材が多岐に渡ることから、耐久性、耐候性、強度および経済性等に関する情報の把握・確認に努めます。
- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行います。また対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を計画に位置づけた上で措置を行います。

○遊具等

- ・長寿命化計画の大半を占める遊具等の修繕・補修は、日常点検および年 1 回実施する定期点検により施設の劣化および損傷を把握します。
- ・施設の劣化や損傷を把握した場合は、利用禁止の措置を行います。
- ・同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を計画に位置づけた上で措置を行います。
- ・老朽化した施設については、利用状況を把握し、更新だけでなく撤去も進めていきます。

○その他設備等

- ・法で定めた年 1 回実施する定期点検を健全度調査として活用します。

④日常点検と定期点検

・点検業務種別と定義

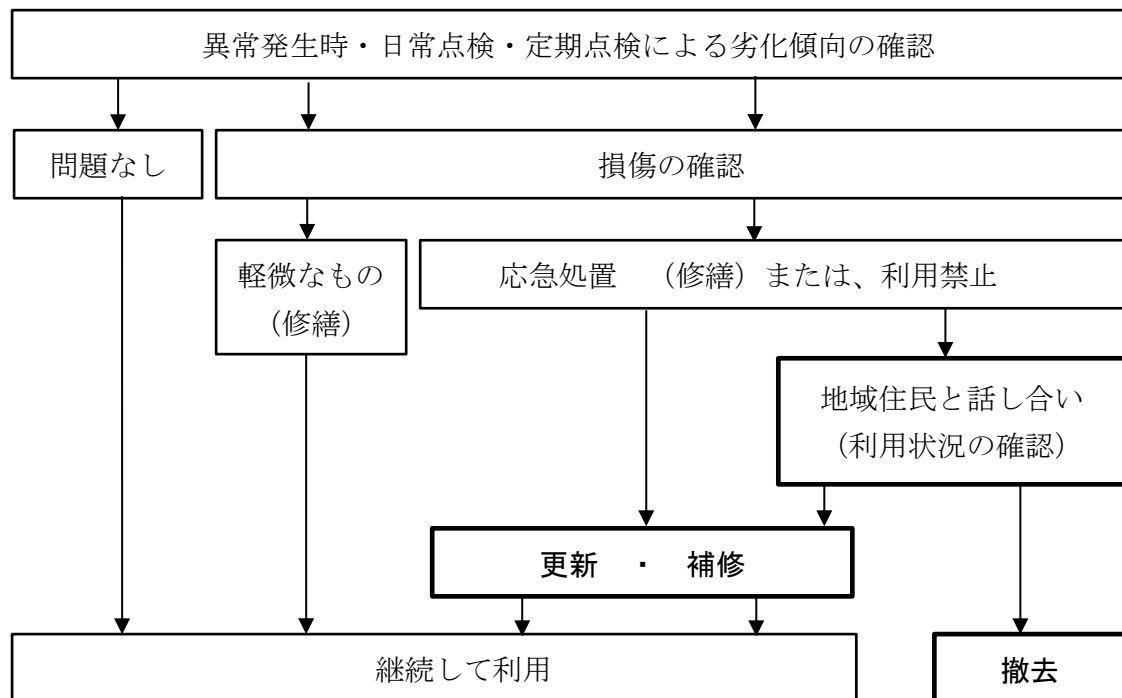
点検業務種別	内 容
日常点検	・施設全般を対象に異常の発見と対処を目的とした、目視の範囲内で行う確認を指す。
定期点検 (近接目視等)	・定期的に施設の状態・変状を把握するための点検 ・遊具の指針※1に基づき近接目視や触診のほか、打診、聴診、必要な器具・機器等を使用して点検を実施する。 ※1指針：都市公園における遊具の安全確保に関する指針(H26.6 国土交通省) 遊具の安全に関する規準：JPFA-SP-S:2014((社)日本公園施設業協会(JPFA)等 (例) 遊具の定期点検(1回/年) ・各種法令等に基づく各施設の点検・検査や保守点検など。 (例) 浄化槽法定点検(1回/年)、浄化槽の保守点検 ・健全度調査 安全性の確認(利用者や第三者に与える被害防止等)と施設の各部位の劣化損傷等の状態を把握し、対策区分を判定(評価)する調査(概ね5年毎)。 ・国の指針に基づき、補修・更新等の年次計画の整理などを目的として、目視などにより施設の状態を確認し、劣化損傷等の状態を把握して、対策区分を判定(評価)する。 (例) 橋梁点検(1回/5年)
調査点検 (調査)	・定期点検等で確認された施設の劣化損傷を詳細に把握する必要がある場合に実施する調査。 ・補修方法を検討する調査。
緊急点検 (臨時点検)	・地震や台風、集中豪雨等の発生時、発生後や社会的に大きな事故・事件が発生した場合に必要な応じて実施する臨時点検。 ・行楽期や夏休みなど利用者が増える時期の前の安全確認の為に臨時点検。 ・遊具等の事故が発生した時に、類似事故を未然に防ぐために緊急に実施する点検。

⑤異常が発見された場合の措置方法

- ・点検者は異常が発見された施設が予防保全型管理の施設の場合は健全度調査を実施し、長寿命化対策を検討します。事後保全型管理の施設の場合は劣化や損傷の進行を判断して補修・撤去・更新を位置づけた上で措置を行います。

- ・対策の検討に詳細な調査が必要な場合は、専門技術を有する者に委託し調査点検を実施します。

・点検後のフロー図



⑥バリアフリー化の考え方

- ・トイレ等、バリアフリー化を積極的に図る施設（特定公園施設）において、未対応のものについては、更新時に対応することを原則とします。
- ・公園トイレの水洗化及び洋式化（腰掛便座及び手すり）に取り組みます。

（２）公園施設の長寿命化のための基本方針

①予防保全型に類型した施設

- ・事後保全型あるいは予防保全型の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定します。
- ・計画的な実施時期についての基本方針は、健全度AまたはBを維持することを目標として、健全度C判定の段階で適切な長寿命化策を実施し、施設の延命を図ります。

○一般施設 ○土木構造物 ○建築物等

- ・毎年の定期点検を行う遊具や設備以外の公園施設（一般施設、土木構造物、建築物等）については、日常的な巡視・点検のほか、概ね５年に１回以上の健全度調査を実施して施設の劣化損傷状況を確認します。

○遊具等 ○各種設備

- ・日常点検及び年１回実施する定期点検により施設の劣化および損傷を把握します。
- ・点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行うほか、必要に応じて使用禁止の措置を行います。
- ・定期点検の結果を健全度調査として活用し、必要な措置を行います。

②事後保全型に類型した施設

- ・健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検及び年1回実施する定期点検を通して公園施設の機能の保全と安全を維持します。
- ・日常点検で施設の著しい劣化や損傷の状況から施設の機能が果たせなくなったと判断した場合、利用禁止等の措置を行った上、施設の更新、もしくは撤去を計画に位置づけた上で行います。
- ・利用が見受けられない遊具については地域住民と話し合い、撤去が決定した場合は事後保全型管理として取り扱います。

③長寿命化計画における植物管理の取り扱い

- ・植栽については、各公園の特色を踏まえた管理方針、管理方法に沿って、委託業者や地域住民の協力を得つつ、必要な剪定、芝草刈り等を行います。
- ・植物管理の基本的な方針とそれに必要となる年間の概算費用については、植物の健全な生育や良好な景観形成が実施できるよう、他の施設とは策定手順を分け計画します。

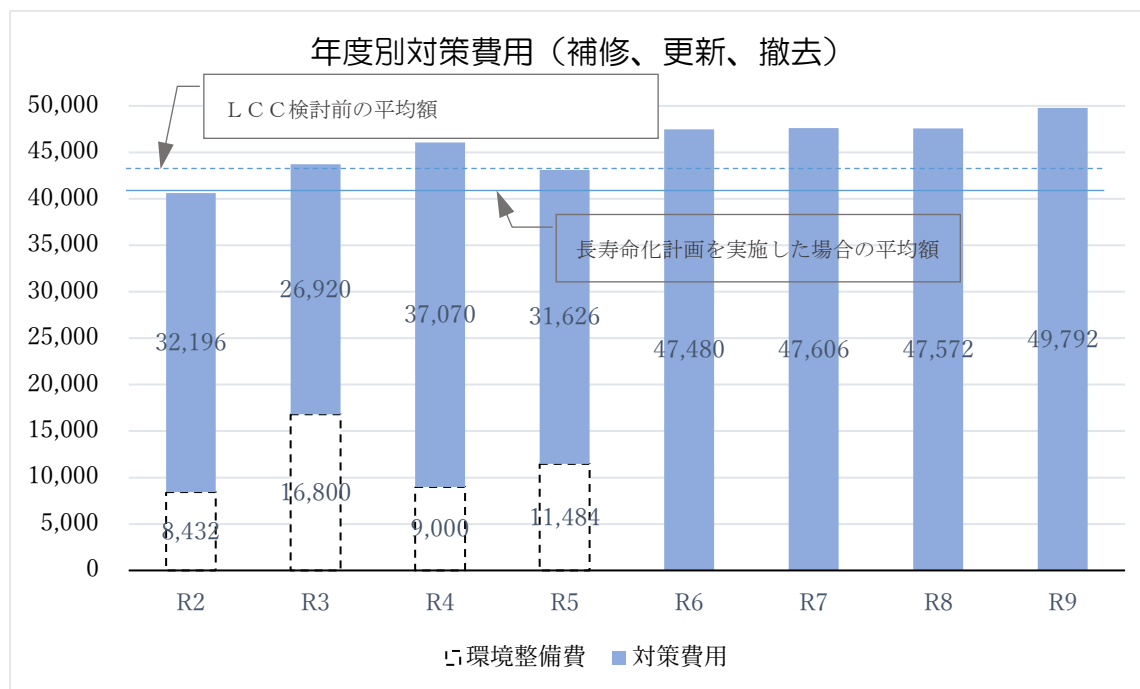
6、想定対策費用

現存する健全度判定がC、Dの施設を全て修繕、更新すると約6億7000万円を要するところであったが、国の指針によるライフサイクルコスト削減効果の算出及び公園の実態調査による施設の撤去を計画するなど、実情に合った費用の見直しにより想定対策費用は約3億2000万円（8年間の対策費用）となります。

① 概算費用合計（8年間）【②+③】	320,262 千円
② 予防保全型施設の概算費用合計（8年間）	204,968 千円
③ 事後保全型施設の概算費用合計（8年間）	115,294 千円
④ 単年度あたりの概算費用【①/8】	40,033 千円

年度別の対策費用

年 度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
対策費用	32,196	26,920	37,070	31,626	47,480	47,606	47,572	49,792



※平均値は環境整備費を除き算定します。 ※環境整備費は芝生整備を示します。

7、計画全体の長寿命化対策の効果

ライフサイクルコストの算出結果からは、本計画での公園施設の延命化により、計画期間でのライフサイクルコストは、全体で約1,930万円（単年度で約241万円）縮減すると見込まれます。（国の指針：「ライフサイクルコストの算出方法」により算定）

8、フォローアップ（計画の見直し予定）

（1）点検、調査によるフォローアップ

今後実施していく日常点検、法で定める年1回の定期点検、概ね5年に1回を目途に健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認するとともに、今回策定した計画の見直しを行いながら、安全で快適な公園づくりを目指します。

（2）公園の利用状況、市民のニーズによるフォローアップ

時代とともに変化するであろう公園の利用状況を把握し、且つ市民のニーズをできる限り反映できるよう計画を見直ししながら、安全で利用しやすい公園づくりを目指します。

（3）見直し時期、見直しの考え方など

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔2023年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

- ・次回以降の健全度調査の結果が長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、事業実施の優先順位や実施内容など本計画の見直しを行います。
- ・利用の少ない公園の老朽化した遊戯施設については、今後も公園の利用状況を考慮しつつ、遊戯施設の撤去や公園施設の撤去に向けた検討を行います。

資料 1 公園利用状況と公園管理方針・方向性

公園 NO	公園 種別	公 園 名	実 態 レ ベル (現 状)	計 画 レ ベル (目 標)	管理区分		計 算 類 (ⅠⅡⅢⅣ)	公 園 方 針 ・ 方 向 性	取 組 内 容 (今 後 8 年 間)	長 寿 命 化 計 画 対 象 公 園
					最 重 点 管 理	重 点 管 理				
花1	街区	鹿頭公園	1	1-			Ⅲ	見直し	遊具撤去	○
花2	街区	石神町公園	2	3		◎	Ⅰ	維持	更新・補修	○
花3	街区	藤沢町公園	2	2			Ⅰ	維持	更新・補修	○
花4	街区	若葉公園	2	2			Ⅰ	維持	更新・補修	○
花5	街区	若葉東公園	2	2			Ⅰ	維持	更新・補修	○
花6	街区	材木町公園	2	3		◎	Ⅰ	維持	更新・補修	○
花7	街区	一本樋公園	2	2			Ⅰ	維持	更新・補修	○
花8	街区	越場公園	2	2			Ⅰ	維持	更新・補修	○
花9	街区	アスレチック公園	2	3		◎	Ⅰ	維持	更新・補修	○
花10	街区	どめき公園	2	2			Ⅰ	維持		○
花11	街区	二枚橋南公園	2	2			Ⅰ	維持		○
花12	街区	愛宕公園（花北）	2	3		◎	Ⅰ	維持	更新・補修	○
花13	街区	桜町公園	2	2			Ⅰ	維持	更新・補修	○
花14	街区	高木ヶ岡公園	2	2			Ⅰ	維持		○
花15	街区	高田南公園	2	2			Ⅰ	維持	更新・補修	○
花16	街区	高田北公園	2	2			Ⅰ	維持	更新・補修	○
花17	街区	松雲台公園	2	2			Ⅰ	維持	更新・補修	○
花18	街区	松雲台東公園	2	2			Ⅰ	維持	更新・補修	○
花19	街区	本館1号児童公園	3	3			Ⅰ	維持		○
花20	街区	本館2号児童公園	2	2			Ⅰ	維持	更新・補修	○
花21	街区	本館3号児童公園	2	2			Ⅰ	維持	更新・補修	○
花22	街区	四日町北公園	1	2			Ⅰ	維持		○
花23	街区	桜台東公園	2	2			Ⅰ	維持	更新・補修	○
花24	街区	桜台西公園	2	2			Ⅰ	維持		○
花25	街区	下北万丁目公園	3+	3+	◎		Ⅰ	維持		○
花26	街区	矢沢1号児童公園	2	2			Ⅰ	維持		○
花27	街区	矢沢2号児童公園	2	2			Ⅰ	維持		○
花28	街区	矢沢3号児童公園	1	1			Ⅰ	維持		○
花29	街区	矢沢4号児童公園	2	2			Ⅰ	維持		○
花30	街区	矢沢5号児童公園	1	1			一	維持		

公園 NO	公園 種別	公 園 名	実態 レベル（現状）	計画 レベル（目標）	管理区分		計算 類（ⅠⅡⅢⅣ）	公園 方針・方向性	（取組 内容 今後 8年 間）	長寿 命化 計画 対象 公園
					最 重 点 管 理	重 点 管 理				
花31	街区	四日町西公園	2	2			I	維持	更新・補修	○
花32	街区	下幅公園	2	2			I	維持		○
花33	街区	諏訪1号公園	2	2			I	維持	更新・補修	○
花34	街区	諏訪2号公園	2	2			I	維持	更新・補修	○
花35	街区	星が丘1号公園	2	3	◎		I	維持	更新・補修	○
花36	街区	星が丘2号公園	2	2			I	維持		○
花37	街区	星が丘3号公園	3	3	◎		I	維持	更新・補修	○
花38	街区	吹張町ポケットパーク	3	3			I	維持		○
花39	街区	八反清水公園	2	3		◎	I	維持	更新・補修	○
花40	街区	上諏訪公園	2	2			I	維持	更新・補修	○
花41	街区	テクノパーク公園	2	2			Ⅱ	維持	一部見直し	○
花42	街区	流通業務団地北公園	2	2			I	維持		○
花43	街区	ホットタウン湯口2号公園	2	2			I	維持	更新・補修	○
花44	街区	藤木橋公園	2	2			I	維持		○
花45	街区	桜町1丁目公園	1	1			I	維持		○
花46	街区	豊沢町ポケットパーク	2	2			I	維持		○
花47	街区	三の丸公園	3+	3+		◎	I	維持		○
花48	街区	わかたけ公園	2	3		◎	I	維持	更新・補修	○
花49	街区	四日町東公園	2	2			I	維持		○
花50	近隣	鳥谷ヶ崎公園	3	3+	◎		I	維持	更新・補修	○
花51	近隣	ぎんどろ公園	3+	3+	◎		I	維持		○
花52	近隣	本館近隣公園	2	3		◎	I	維持	更新・補修	○
花53	近隣	下二枚橋公園	2	3		◎	I	維持	更新・補修	○
花54	近隣	ふれあいの森公園	2	2				維持	実施計画編	
花55	近隣	銭根公園	2	2			I	維持	更新・補修	○
花56	運動	日居城野運動公園	3+	3+	◎			維持	実施計画編	
花57	緑地	豊沢川緑地3	2	2			I	維持		○
花58	緑地	流通業務団地緑地	2	2			—	維持		
花59	緑地	せせらぎ緑道	3	3+	◎		I	維持	更新・補修	○
花60	開発	佐野開発1号	1	1			—	維持		

公園 NO	公園 種別	公 園 名	実態 レベル（現状）	計画 レベル（目標）	管理区分		計算 類（ⅠⅡⅢⅣ）	公園 方針・方向性	（今後 8年間） 取組 内容	長寿 命化計画対象公園
					最重点 管理	重点 管理				
花61	開発	天下田開発1号	1	1-			Ⅲ	見直し	遊具撤去	○
花62	開発	上根子開発1号	1	2			Ⅰ	維持		○
花63	開発	二枚橋開発1号	1	1-			Ⅳ	見直し	施設撤去	○
花64	開発	松原開発1号	1	1-			Ⅳ	見直し	施設撤去	○
花65	開発	実相寺開発1号	1	2			Ⅰ	維持		○
花66	開発	二枚橋開発2号	1	1-			Ⅳ	見直し	施設撤去	○
花67	開発	上小舟渡開発1号	1	1			Ⅰ	維持		○
花68	開発	松園町開発1号	1	2			Ⅰ	維持		○
花69	開発	南城開発1号	1	2			Ⅰ	維持		○
花70	開発	西宮野目開発1号	1	2			Ⅰ	維持		○
花71	開発	中根子開発1号	1	1			一	維持		
花72	開発	松園町開発2号	1	1			一	維持		
花73	開発	山の神開発1号	1	1			Ⅰ	維持	更新・補修	○
花74	開発	高木開発1号	1	1			Ⅰ	維持		○
花75	開発	台開発1号	2	2			Ⅰ	維持		○
花76	開発	浅沢開発1号	2	2			Ⅰ	維持		○
花77	開発	天下田開発2号	1	1-			Ⅲ	見直し	遊具撤去	○
花79	開発	天下田開発3号	1	1-			Ⅳ	見直し	施設撤去	○
花80	開発	上小舟渡開発2号	2	2			Ⅰ	維持		○
花81	開発	北湯口開発1号	2	2			Ⅰ	維持		○
花82	開発	本館開発1号	1	1-			Ⅳ	見直し	施設撤去	○
花83	開発	松園町開発3号	1	1-			Ⅲ	見直し	遊具撤去	○
花84	開発	浅沢開発2号	1	1			Ⅰ	維持		○
花85	開発	天下田開発4号	1	1-			Ⅳ	見直し	施設撤去	○
花86	開発	浅沢開発3号	1	1-			Ⅲ	見直し	遊具撤去	○
花87	開発	鳥谷開発1号	1	1-			Ⅳ	見直し	施設撤去	○
花88	開発	野田開発2号	2	2			Ⅰ	維持		○
花89	開発	上諏訪開発1号	1	1			Ⅰ	維持		○
花90	開発	万丁目雇用促進	1	2			Ⅰ	維持		○

公園 NO	公園 種別	公 園 名	実 態 レ ベル (現 状)	計 画 レ ベル (目 標)	管理区分		計 算 類 (ⅠⅡⅢⅣ)	公 園 方 針・方 向 性	(取組内容 今後8年間)	長 寿 命 化 計 画 対 象 公 園
					最 重 点 管 理	重 点 管 理				
花91	開発	本館開発2号	1	2			I	維持		○
花92	開発	北湯口開発2号	1	1			I	維持		○
花93	開発	高木開発2号	1	1-			Ⅳ	見直し	施設撤去	○
花94	開発	西宮野目開発2号	1	1			I	維持	更新・補修	○
花95	開発	天下田開発5号	1	2			I	維持	更新・補修	○
花96	開発	矢沢開発1号	1	2			I	維持	更新・補修	○
花97	開発	松園町開発4号	1	2			I	維持		○
花98	開発	西大通り開発1号	2	2			I	維持		○
花99	開発	下小舟渡開発1号	1	1			I	維持		○
花100	開発	南川原町開発1号	1	1			I	維持		○
花101	開発	浅沢開発4号	1	1			I	維持		○
花102	農村	中沢堤農村公園	2	2			I	維持		○
花103	農村	上人塚農村公園	2	2			I	維持		○
花104	農村	ダイガク堤農村公園	2	2			I	維持		○
花105	農村	中堤農村公園	2	2			I	維持		○
花106	農村	内室堤農村公園	2	2			I	維持		○
花107	農村	笹間農村運動広場	2	2			Ⅱ	維持	一部見直し	○
花108	その他	平塚・花巻交流の森	3	3			I	維持		○
花109	その他	(仮)流通業務団地南公園	1	1			—	維持		
花110	その他	(仮)下似内公園	1	1			—	維持		
花111	その他	北上川河川公園	1	1			—	維持		
花112	その他	枇杷沢川河川公園	1	1-			Ⅳ	見直し	施設撤去	○
花113	その他	蟹沢川河川公園	1	1-			Ⅳ	見直し	施設撤去	○
花114	その他	大堰川プロムナード	3+	3+	◎		I	維持		○
花115	その他	賢治ふれあい広場	2	2			I	維持		○
花116	広場	花巻中央広場	3+	3+	◎		I	維持		○

公園 NO	公園 種別	公 園 名	実 態 レ ベル (現 状)	計 画 レ ベル (目 標)	管理区分		計 算 類 (ⅠⅡⅢⅣ)	公 園 方 針・方 向 性	取 組 内 容 (今 後 8 年 間)	長 寿 命 化 計 画 対 象 公 園
					最 重 点 管 理	重 点 管 理				
大1	農村	向山森林公園	2	3		◎	Ⅰ	維持		○
大2	農村	河東地区農村広場	1	1			Ⅱ	維持	一部見直し	○
大3	農村	農村義民公園	3	3			Ⅰ	維持		○
大4	農村	愛宕山公園	3	3		◎	Ⅰ	維持		○
大5	農村	向陽台公園	2	2			Ⅱ	維持	一部見直し	○
大6	河川	狼久保河川公園	2	2			Ⅰ	維持		○
大7	河川	高森公園	2	2			県施設	維持		
大8	河川	折壁河川公園	2	2			県施設	維持		
大9	河川	ふるさとふれあい河川公園	3+	3+	◎		県施設	維持		
大10	その他	久出内公園	2	2			県施設	維持		
石1	街区	上口児童公園	2	3		◎	Ⅰ	維持	更新・補修	○
石2	街区	駅西公園	2	3		◎	Ⅰ	維持	更新・補修	○
石3	近隣	上町公園	3	3+	◎		Ⅰ	維持	更新・補修	○
石4	総合	戸塚森森林公園	3	3		◎	Ⅱ	維持	一部見直し	○
石5	開発	新堀8-30-9	1	1-			Ⅳ	見直し	施設撤去	○
石6	開発	新堀12-18-17	1	1			Ⅰ	維持		○
石7	開発	好地5-200-5	1	2			Ⅰ	維持	更新・補修	○
石8	開発	中寺林7-38-24	2	2			Ⅰ	維持		○
石9	開発	中寺林9-2-15	1	2			Ⅰ	維持		○
石10	開発	八幡3-126-4	1	2			Ⅰ	維持		○
石11	開発	八幡8-43-55	1	2			Ⅰ	維持	更新・補修	○
石12	開発	好地11-45-4	1	1-			Ⅳ	見直し	施設撤去	○
石13	開発	好地6-145-27	1	1-			Ⅳ	見直し	施設撤去	○
石14	開発	八幡7-45-12	1	1-			Ⅳ	見直し	施設撤去	○
石15	開発	石鳥谷駅前公園	2	2			Ⅰ	維持		○
石16	農村	東八重畑農村公園	1	1			Ⅱ	維持	一部見直し	○
石17	河川	大正橋公園	1	1			Ⅰ	維持		○
石18	河川	亀沼公園	1	1			Ⅱ	維持	一部見直し	○
石19	その他	葛丸川河川公園	2	2			県施設	維持		

公園 NO	公園種別	公園名	実態レベル（現状）	計画レベル（目標）	管理区分		計算類（ⅠⅡⅢⅣ）	公園方針・方向性	取組内容 （今後8年間）	長寿命化計画対象公園
					最重点管理	重点管理				
東1	近隣	和田公園	3	3+	◎		Ⅰ	維持	更新・補修	○
東2	近隣	舘山公園	2	3		◎	Ⅰ	維持	更新・補修	○
東3	開発	グリーンヒルズ六本木公園	2	2			Ⅰ	維持		○
東4	農村	下小山田地区農村公園	1	1			Ⅰ	維持		○
東5	農村	小通農村公園	1	1			Ⅱ	維持	一部見直し	○
東6	河川	町井親水公園	3+	3+		◎	Ⅰ	維持		○
東7	河川	成島親水公園	2	2			Ⅰ	維持		○
					12	16	136	151		136

※ 計算類欄の「－」は公園施設が配置されていないことを示す。長寿命化計画の対象外とします。

資料２ 公園毎の整備年度の設定

						公 園 別 年 次 計 画							
						※●…更新、補修 ▲…撤去 ○…健全度調査							
公園 NO	公園 種 別	公 園 名	面 積 単位：ha	供用開始	経過年	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
						R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
花1	街区	鹿頭公園	0.06	昭和38年4月1日	57						▲		
花2	街区	石神町公園	0.45	昭和42年10月1日	52	●	●		○				●
花3	街区	藤沢町公園	0.21	昭和41年11月1日	53				○		●		●
花4	街区	若葉公園	0.20	昭和43年11月1日	51		●		○				●
花5	街区	若葉東公園	0.39	昭和49年4月1日	46	●		●	○				
花6	街区	材木町公園	0.35	昭和36年4月1日	59			●	○				
花7	街区	一本槌公園	0.20	昭和54年9月1日	40	●		●	○		●		
花8	街区	越場公園	0.24	昭和60年3月31日	35		●	●	○				
花9	街区	アスレチック公園	0.29	昭和52年10月16日	42	●	●		○				
花10	街区	どめき公園	0.25	昭和59年3月31日	36				○				
花11	街区	二枚橋南公園	0.24	昭和48年3月25日	47				○				
花12	街区	愛宕公園（花北）	0.62	昭和63年7月10日	31				○	●			
花13	街区	桜町公園	0.22	昭和51年4月1日	44	●			○				
花14	街区	高木ヶ岡公園	0.46	昭和53年4月1日	42				○				
花15	街区	高田南公園	0.14	昭和55年4月1日	40		●		○	●			
花16	街区	高田北公園	0.17	昭和56年5月1日	38				○			●	
花17	街区	松雲台公園	0.15	昭和57年8月16日	37		●		○				
花18	街区	松雲台東公園	0.22	昭和57年5月1日	37		●		○				
花19	街区	本館1号児童公園	0.20	平成1年5月1日	30				○				
花20	街区	本館2号児童公園	0.20	平成1年5月1日	30			●	○				
花21	街区	本館3号児童公園	0.20	昭和61年3月31日	34			●	○				
花22	街区	四日町北公園	0.13	昭和54年9月1日	40				○				
花23	街区	桜台東公園	0.10	昭和59年3月31日	36	●			○				
花24	街区	桜台西公園	0.15	昭和59年3月31日	36				○				
花25	街区	下北万丁目公園	0.72	平成7年12月11日	24				○				
花26	街区	矢沢1号児童公園	0.23	平成1年5月1日	30								
花27	街区	矢沢2号児童公園	0.24	平成1年5月1日	30				○				
花28	街区	矢沢3号児童公園	0.25	平成1年5月1日	30								
花29	街区	矢沢4号児童公園	0.25	平成1年5月1日	30				○				
花31	街区	四日町西公園	0.20	平成3年5月24日	28				○			●	
花32	街区	下幅公園	0.25	平成2年9月1日	29				○				
花33	街区	諏訪1号公園	0.23	平成5年8月20日	26			●	○				
花34	街区	諏訪2号公園	0.25	平成4年3月1日	28		●		○				
花35	街区	星が丘1号公園	0.25	平成7年1月10日	25	●		●	○				
花36	街区	星が丘2号公園	0.25	平成7年1月10日	25				○				
花37	街区	星が丘3号公園	0.88	平成7年12月11日	24				○			●	
花38	街区	吹張町ポケットパーク	0.04	平成5年5月1日	26				○				
花39	街区	八反清水公園	0.36	平成11年7月1日	20			●	○				
花40	街区	上諏訪公園	0.34	平成11年7月1日	20				●○			●	
花41	街区	テクノパーク公園	0.30	平成13年4月1日	19				○				
花42	街区	流通業務団地北公園	0.80	平成15年4月1日	17				○				
花43	街区	ホットタウン湯口2号公園	0.41	平成15年4月1日	17			●	○				
花44	街区	藤木橋公園	0.07	平成16年4月1日	16								
花45	街区	桜町1丁目公園	0.06	平成16年4月1日	16								
花46	街区	豊沢町ポケットパーク	0.01	平成16年4月1日	16				○				
花47	街区	三の丸公園	0.67	平成19年3月31日	13				○				
花48	街区	わかたけ公園	0.44	平成23年4月1日	9				○	●			
花49	街区	四日町東公園	0.13	平成26年11月1日	5								
花50	近隣	鳥谷ヶ崎公園	3.20	昭和37年3月16日	58				○		●	●	
花51	近隣	ぎんどろ公園	1.10	昭和57年6月1日	37				○				

						公 園 別 年 次 計 画							
						※●…更新、補修 ▲…撤去 ○…健全度調査							
公園 NO	公園 種 別	公 園 名	面 積 単位：ha	供用開始	経過年	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
						R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
花52	近隣	本館近隣公園	1.30	平成1年5月1日	30		●		○				
花53	近隣	下二枚橋公園	2.90	昭和56年5月1日	38				○			●	
花55	近隣	銭根公園	1.97	平成5年9月10日	26				○			●	
花57	緑地	豊沢川緑地3	2.80	平成3年12月1日	28								
花59	緑地	せせらぎ緑道	0.60	平成16年4月1日	16								●
花61	開発	天下田開発1号	0.04	昭和55年3月29日	40			▲					
花62	開発	上根子開発1号	0.05	昭和54年5月25日	40								
花63	開発	二枚橋開発1号	0.01	昭和55年9月4日	39						▲		
花64	開発	松原開発1号	0.05	昭和57年2月19日	38		▲						
花65	開発	実相寺開発1号	0.04	昭和56年11月11日	38								
花66	開発	二枚橋開発2号	0.03	昭和56年8月7日	38		▲						
花67	開発	上小舟渡開発1号	0.01	昭和57年4月28日	37								
花68	開発	松園町開発1号	0.08	昭和57年7月15日	37								
花69	開発	南城開発1号	0.01	昭和57年4月28日	37								
花70	開発	西宮野目開発1号	0.09	昭和57年7月21日	37								
花73	開発	山の神開発1号	0.02	昭和60年7月16日	34							●	
花74	開発	高木開発1号	0.08	昭和61年10月13日	33								
花75	開発	台開発1号	0.11	昭和63年8月1日	31								
花76	開発	浅沢開発1号	0.04	平成2年7月5日	29								
花77	開発	天下田開発2号	0.04	平成2年4月25日	29							▲●	
花79	開発	天下田開発3号	0.03	昭和62年6月30日	32				▲				
花80	開発	上小舟渡開発2号	0.03	昭和63年5月17日	31								
花81	開発	北湯口開発1号	0.12	平成3年5月16日	28								
花82	開発	本館開発1号	0.03	平成3年6月28日	28				▲				
花83	開発	松園町開発3号	0.02	平成4年5月18日	27		▲						●
花84	開発	浅沢開発2号	0.02	平成4年7月3日	27								
花85	開発	天下田開発4号	0.03	平成4年10月30日	27			▲					
花86	開発	浅沢開発3号	0.03	平成4年12月7日	27								▲
花87	開発	鳥谷開発1号	0.04	平成5年10月14日	26								▲
花88	開発	野田開発2号	0.07	平成5年12月24日	26								
花89	開発	上諏訪開発1号	0.02	平成6年1月17日	26								
花90	開発	万丁目雇用促進	0.03	平成5年1月14日	27								
花91	開発	本館開発2号	0.05	平成7年7月3日	24								
花92	開発	北湯口開発2号	0.02	平成7年10月31日	24								
花93	開発	高木開発2号	0.02	平成7年12月25日	24			▲					
花94	開発	西宮野目開発2号	0.03	平成8年7月25日	23								●
花95	開発	天下田開発5号	0.02	平成8年9月5日	23								●
花96	開発	矢沢開発1号	0.02	平成11年9月13日	20							●	
花97	開発	松園町開発4号	0.13	平成12年10月31日	19								
花98	開発	西大通り開発1号	0.02	平成17年6月1日	14								
花99	開発	下小舟渡開発1号	0.02	平成17年8月10日	14								
花100	開発	南川原町開発1号	0.02	平成22年10月27日	9								
花101	開発	浅沢開発4号	0.02	昭和39年6月8日	55								
花102	農村	中沢堤農村公園	0.49	平成8年4月1日	24				○				
花103	農村	上人塚農村公園	1.35	平成9年4月1日	23				○				
花104	農村	ダイカク堤農村公園	0.57	平成13年3月26日	19								
花105	農村	中堤農村公園	1.95	平成13年4月1日	19								
花106	農村	内室堤農村公園	1.50	平成12年4月1日	20				○				
花107	農村	笹間農村運動広場	1.09	平成5年4月1日	27				○				

						公 園 別 年 次 計 画							
						※●…更新、補修 ▲…撤去 ○…健全度調査							
公園 NO	公園 種 別	公 園 名	面 積 単位：ha	供用開始	経過年	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
						R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
花108	その他	平塚・花巻交流の森	10.60	平成10年4月1日	22				○				
花112	その他	枇杷沢川河川公園	0.78	平成7年2月20日	25								▲
花113	その他	蟹沢川河川公園	1.02	平成15年4月1日	17						▲		
花114	その他	大堰川プロムナード	0.51	平成17年3月31日	15				○				
花115	その他	賢治ふれあい広場	0.20	平成10年5月14日	21				○				
花116	広場	花巻中央広場	0.20	平成31年4月1日	1				○				
大1	農村	向山森林公園	48.83	平成10年4月1日	22				○				
大2	農村	河東地区農村広場	0.16	平成17年12月15日	14				○				
大3	農村	農村義民公園	0.05	平成11年4月1日	21								
大4	農村	愛宕山公園	8.67	昭和50年6月30日	44				○				
大5	農村	向陽台公園	0.03	平成14年3月26日	18								
大6	河川	狼久保河川公園	5.23	平成12年4月18日	19				○				
石1	街区	上口児童公園	0.32	平成4年3月30日	28	●			●○			●	
石2	街区	駅西公園	0.28	平成11年7月1日	20		●		●○				
石3	近隣	上町公園	1.90	平成3年7月1日	28			●	○				
石4	総合	戸塚森森林公園	22.24	平成4年3月30日	28				○	●	●		●
石5	開発	新堀8-30-9	0.02	平成3年2月12日	29						▲		
石6	開発	新堀12-18-17	0.13	平成4年5月6日	27								
石7	開発	好地5-200-5	0.02	平成7年12月4日	24							●	
石8	開発	中寺林7-38-24	0.06	昭和58年8月10日	36								
石9	開発	中寺林9-2-15	0.04	平成10年6月22日	21								
石10	開発	八幡3-126-4	0.02	平成7年12月4日	24								
石11	開発	八幡8-43-55	0.07	平成12年6月29日	19								●
石12	開発	好地11-45-4	0.02	昭和63年6月21日	31								▲
石13	開発	好地6-145-27	0.02	平成1年5月23日	30								▲
石14	開発	八幡7-45-12	0.02	平成1年9月22日	30								▲
石15	開発	石鳥谷駅前公園	0.03	平成28年12月5日	3								
石16	農村	東八重畑農村公園	0.16	平成6年4月1日	26				○				
石17	河川	大正橋公園	1.76	平成1年4月20日	30				○				
石18	河川	亀沼公園	0.60	平成6年4月1日	26				○	●			
東1	近隣	和田公園	3.50	昭和58年7月9日	36							●	
東2	近隣	館山公園	2.29	平成17年4月1日	15				○			●	
東3	開発	グリーンヒルズ六本木公園	0.09	平成11年10月8日	20								
東4	農村	下小山田地区農村公園	0.27	昭和60年4月1日	35				○				
東5	農村	小通農村公園	0.18	平成26年6月16日	5				○				
東6	河川	町井親水公園	1.99	平成17年3月31日	15				○				
東7	河川	成島親水公園	0.24	平成17年3月31日	15				○				
						32,196	26,920	37,070	31,626	47,480	47,606	47,572	49,792

花巻市公園等施設長寿命化計画

令和 2年10月

花巻市 建設部 公園緑地課